

# 東海市危険物安全協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東海市危険物安全協会という。

(目的)

第2条 本会は、会員の相互融和をはかり、危険物の安全管理等について、研究を行い災害防止に努め、もって関係業界の健全なる振興発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(所在)

第3条 本会の事務所は、東海市消防本部予防課内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の融和連絡をはかること
- (2) 危険物災害予防思想及び知識の普及徹底に関すること
- (3) 講習会及び視察等を行うこと
- (4) 危険物の安全なる貯蔵、取扱いその他の研究並びに改善に関すること
- (5) 表彰に関すること
- (6) その他、協会の必要と認めること

## 第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、東海市内の危険物を貯蔵、取扱う事業所、少量危険物を取扱う事業所又は、本会の事業に賛同するもの。

(入会)

第6条 本会に入会するときは、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 本会から退会するときは、規定の退会届を提出しなければならない。

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長           1名
- (2) 副会長          2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(役員を選出方法)

## 第9条

(1) 会長は、理事の互選による

(2) 副会長は、会長の指名による

(3) 理事は、会員中より選出する

(4) 監事は、会員中より選出する

(任期)

第10条 本会の役員任期は2か年とし再選を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後であっても後任者の就任するまではその職務を行う。

(顧問)

第11条 本会は、顧問若干を置くことができる。

(会長の任務)

第12条 会長は、本会を代表し、本会の目的の遂行に関する会務を統括し、会議の議長となる。

(副会長の任務)

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第14条 (削除)

(理事の任務)

第15条 理事は、会務に従事する。

(監事の任務)

第16条 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

## 第3章 会議

(会議)

第17条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第18条 総会は、会員の過半数をもって構成し年1回開催する。ただし、会長又は役員会が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

(総会の付議事項)

第19条 総会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 前年度の事業報告並びに会計報告
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第20条 役員会は、必要に応じて招集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 総会の議決を要するもので急施を要し、会長が総会を招集するいとまがないと認めた事項
- (3) 総会の議決を要するもので、その委任を受けた事項
- (4) その他、協会が必要と認めた事項

(表決)

第21条 各会議の議事は、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第4章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は会費、寄付金等をもってこれにあてる。

(会費)

第23条 会費は年額とし別に定める徴収規定により徴収する。特に必要を役員会が認めたときは、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

#### 第5章 補則

(簿冊)

第25条 本会に次の簿冊を備えつけて会務を記録する。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿

(3) 金銭出納簿

(4) 会議書類綴

(施行細則)

第26条 この会則に定めるもののほか施行上必要な細則事項については、役員会の議決により別にこれを定める。

附 則

この会則は、昭和44年7月16日から施行する。

附 則

この会則は、昭和46年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、昭和48年7月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和58年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月19日から施行する。